

消費者基本計画の平成24年度前半の実施状況に関する検証・評価・監視  
関係省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

テーマ資料	施策番号	具体的施策	実施時期	担当省庁等	ヒアリング対象省庁等	ヒアリング項目
詐欺的投資勧誘	41	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	継続的に実施します。	消費者庁	消費者庁 金融庁 警察庁 総務省 法務省 経済産業省	<p><b>詐欺的な投資勧誘に係る関係法令の執行力強化</b></p> <p>1. 高齢者を狙った生活経済事犯の取締実績及び取締強化に向けた取組状況について説明されたい。(警察庁)</p> <p>&lt;金融商品取引法&gt;</p> <p>2. 無登録業者による未公開株等の契約無効化及び罰則の強化、適格機関投資家等特例業務に係る規制強化の効果について、可能な限り定量的に説明されたい。</p> <p>3. 金商法にCO2排出権を取り込むなど、同法の有価証券の範囲を拡大、或いは包括規定化すべきではないか。</p> <p>4. 金商法171条の2の未公開有価証券に集団投資スキーム持分も含めるべきではないか。(以上、金融庁)</p> <p>&lt;特定商取引法&gt;</p> <p>5. 特商法の「役務」の範囲、すなわち、役務と解して特商法を適用する際の考え方について説明されたい。</p> <p>6. CO2排出権取引の例に見るように役務として取り締まれる事例もあることを、事例集などを使い自治体等に周知すべきではないか。</p> <p>7. 平成20年の特商法改正の際に「指定権利」を維持した理由及びこれを廃止した場合の問題点について説明されたい。</p> <p>8. 被害の実態を踏まえ、特商法における指定権利制を廃止すべきではないか。(以上、消費者庁)</p> <p>&lt;消安法&gt;</p> <p>9. 改正消安法の「多数消費者財産被害事態」措置の施行に向けた取組状況について説明されたい。(消費者庁)</p> <p><b>関係機関による消費者への注意喚起等</b></p> <p>10. 犯罪摘発、被害防止(特に二次被害)及び被害回復の実効性をあげるため、関係機関が実施している消費者への注意喚起や啓発に係る取組、協力体制について説明されたい。(消費者庁、金融庁、警察庁)</p> <p>11. 被害防止のための金融機関の取組状況及び評価について説明されたい。(警察庁、金融庁)</p> <p><b>詐欺的な投資勧誘に使用されるツール規制</b></p> <p>12. 携帯電話、預金口座等の犯罪ツールの不正流通を防止するための取組と実績について説明されたい。(警察庁)</p> <p>&lt;電話等&gt;</p> <p>13. 詐欺的投資勧誘を行う事業者の所在を捕捉することは極めて困難であるが、電話受付サービス業、郵便受取サービス業の本人確認の実態をどう認識しているのか。</p> <p>14. 固定電話(特にIP電話、レンタル電話)が投資詐欺に用いられている実態について、把握している範囲で説明されたい。</p> <p>15. 固定電話についても携帯電話同様に本人確認義務を課すべきではないか。</p> <p>16. レンタル電話が何重にもレンタルされ、犯罪に使用されているとの指摘があるが、実態認識と規制の必要性をどう考えるか。(以上、警察庁、総務省、経済産業省)</p> <p>&lt;バーチャル・オフィス&gt;</p> <p>17. バーチャル・オフィスのような事業活動の実態が全く存在しない住所を登記することについてどのように考えているのか。合法との理解でよいのか。</p> <p>18. 訴状が到達しないケースも多いとの指摘があるが、そうした杜撰な登記の実態についてどのように認識しているのか。登録要件について規制を強化すべきではないか。(以上、法務省)</p> <p>&lt;法人登記&gt;</p> <p>19. 法人登記において、取締役会設置会社の平取締役等に印鑑登録証明書等の提出を求めるべきではないか。(法務省)</p> <p>&lt;金融口座&gt;</p> <p>20. 振り込み詐欺救済法による被害者への返金率向上の取組について説明されたい。(金融庁)</p> <p>21. 凍結口座の口座人名義及び残高、振替先口座の名義人等の情報については、どのような場合に開示され得るのか説明されたい。(金融庁)</p>
	48	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。 また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。	引き続き実施します。	金融庁		
	49	関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。	継続的に実施します。	警察庁		
	51	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。	継続的に実施します。	警察庁		
	60	未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	一部実施済み。 継続的に実施・引き続き検討します。	消費者庁 警察庁 金融庁		
	60-2	CO2 排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	直ちに検討に着手します。	消費者庁 金融庁 経済産業省 環境省		
	62	無登録業者等による未公開株の取組等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。	引き続き実施します。	金融庁		
	64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。 「振り込み詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ(「預保納付金の具体的な用途について」)に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。	前段について、継続的に実施します。 一部実施済み。 後段について、引き続き検討します。	金融庁 財務省		
	66	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込み詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。	継続的に実施します。	警察庁 金融庁		